

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の成立に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正されたため、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

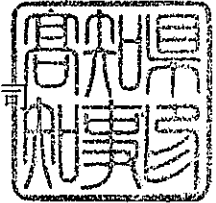
(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。



4 高行管第 436 号
令和 5 年 3 月 9 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司



事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1 改正内容

別紙のとおり

2 改正理由

児童福祉法の改正に伴い新たに行うこととなる事務について、貴委員会が所管する事務と一体となって執行することがより効果的かつ効率的であるため。

3 改正年月日

令和 5 年 4 月 1 日

告 示

高知県告示第 号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(7)のウの(カ)中「第59条第1項及び第3項から第7項まで」を「第59条第1項及び第3項から第9項まで」に改める。

告 示

◎告示（地方自治法第180条の2の規定
に基づく知事の権限に属する事務の委
任）の一部改正（行政管理課）

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（抜粋）</p> <p>1 委任する事務 (1)～(6) 略 (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務 ア・イ 略 ウ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務 (ア)～(オ) 略 (カ) 法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第1項及び第3項から第9項まで） (キ)・(ク) 略 (8)～(11) 2・3 略</p>	<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（抜粋）</p> <p>1 委任する事務 (1)～(6) 略 (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務 ア・イ 略 ウ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務 (ア)～(オ) 略 (カ) 法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第1項及び第3項から第7項まで） (キ)・(ク) 略 (8)～(11) 2・3 略</p>

3

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

参考資料1

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係）

（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）	
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して3年	
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して2年	免許状失効等の日から3年	登録取消の日から起算して3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	<u>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</u>	<u>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</u>	
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	<u>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</u>	<u>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</u>	

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※ 法の規定に基づく対応

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) 抜粋

[立入調査]

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定子ども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

- ② 第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。
- ④ 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
- ⑥ 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。
- ⑧ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。
- ⑨ 都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任(平成15年4月1日告示第224号) 抜粋

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

1 委任する事務

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務

ウ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務

(ア) 市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理（法第35条第3項及び第11項）

(イ) 私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認（法第35条第4項から第9項まで及び第12項）

(ウ) 保育所に係る最低基準維持のための監督（法第46条第1項、第3項及び第4項）

(エ) 県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員の解職の指示（法第56条の2第2項）

(オ) 私立の保育所の設置の認可の取消し（法第58条第1項）

(カ) 法第35条第3項の届出をせず市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第1項及び第3項から第7項まで）

(キ) 認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知（法第59条の2）

(ク) 認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状況に係る報告の受理等（法第59条の2の5）

2 委任の相手方

高知県教育委員会

3 委任する年月日

平成15年4月1日